



発行 新潟県

第 40 号

平成29年5月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 671 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 672 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 673 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 674 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健課）
- 675 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 676 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 677 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 678 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 679 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 680 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 681 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 682 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 683 土地改良事業計画の廃止の適当決定（農地計画課）
- 684 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 685 土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 686 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 687 公共測量の実施通知（監理課）
- 688 公共測量の実施通知（監理課）
- 689 基本測量の実施通知（監理課）

公 告

- 特殊肥料の検査の結果（農産園芸課）
- 新潟県農業大学の学生募集（経営普及課）

告 示

◎新潟県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年5月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人中東福祉会	五泉市本町六丁目7番7号	特別養護老人ホーム帛の郷	五泉市本町六丁目7番7号	短期入所生活介護	H29. 2. 17

社会福祉法人中東福祉会	五泉市本町六丁目7番7号	特別養護老人ホーム帛の郷	五泉市本町六丁目7番7号	介護予防短期入所生活介護	H29. 2. 17
合資会社ケアサポート長岡	長岡市上岩井中央町6434	ケアサポート長岡	長岡市上岩井中央町6434	居宅介護支援	H29. 2. 1
株式会社介護サービス虹	五泉市船越130番地2	ケアサポート虹	五泉市船越130番地2	小規模多機能型居宅介護	H29. 3. 7
株式会社介護サービス虹	五泉市船越130番地2	ケアサポート虹	五泉市船越130番地2	介護予防小規模多機能型居宅介護	H29. 3. 7
社会福祉法人見附福祉会	見附市学校町2丁目13番31号	社会福祉法人見附福祉会 見附市地域包括支援センター中央	見附市学校町2丁目13番31号	介護予防支援	H29. 2. 1

◎新潟県告示第672号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年5月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
JA十日町	十日町市高山627番地1	所在地	十日町市丑732番地1	十日町市高山627番地1	H29. 4. 12
小千谷総合病院居宅介護支援事業所	小千谷市大字平沢新田111番地	名称	魚沼病院居宅介護支援事業所	小千谷総合病院居宅介護支援事業所	H29. 4. 1
小千谷総合病院居宅介護支援事業所	小千谷市大字平沢新田111番地	所在地	小千谷市城内4丁目1番55号	小千谷市大字平沢新田111番地	H29. 4. 1

◎新潟県告示第673号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年5月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人長岡三古老人福祉会	長岡市福住1丁目7-21	ホームヘルプステーション中之島	長岡市中之島字古新田2105-6	訪問介護	H29. 4. 30
株式会社メディック太陽	長岡市千歳3丁目2番35号	メッツやすらぎ薬局	小千谷市本町1-13-33	居宅療養管理指導	H29. 3. 31

株式会社メディック太陽	長岡市千歳3丁目2番35号	メッツやすらぎ薬局	小千谷市本町1-13-33	介護予防居宅療養管理指導	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1-13-33	小千谷総合病院居宅介護支援事業室	小千谷市本町1-13-33	居宅療養管理指導	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1-13-33	小千谷総合病院居宅介護支援事業室	小千谷市本町1-13-33	介護予防居宅療養管理指導	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1-13-33	小千谷総合病院居宅介護支援事業室	小千谷市本町1-13-33	訪問リハビリテーション	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1-13-33	小千谷総合病院居宅介護支援事業室	小千谷市本町1-13-33	介護予防訪問リハビリテーション	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1-13-33	訪問看護ステーションおぢや	小千谷市本町1-13-33	訪問看護	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1-13-33	小千谷総合病院居宅介護支援事業室	小千谷市本町1-13-33	介護予防訪問看護	H29. 3. 31
公益財団法人小千谷総合病院	小千谷市本町1-13-33	居宅介護支援事業所おぢや	小千谷市本町1-13-33	居宅介護支援	H29. 3. 31

◎新潟県告示第674号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成29年5月26日

新潟県知事 米山 隆一

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
大郷町調剤薬局	加茂市大郷町1丁目13番2号	H29. 3. 13

◎新潟県告示第675号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成29年5月26日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 名 称 北日本脳神経外科病院
- 2 所 在 地 五泉市太田440番地1
- 3 有効期間 平成29年7月9日から
平成32年7月8日まで

◎新潟県告示第676号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、柏崎市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成29年 5 月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月28日（水）	午前10時から正午まで	柏崎市高柳町事務所車庫	柏崎市全域
6月29日（木）	午後1時から3時30分まで	ワークプラザ柏崎	
6月30日（金）			
7月3日（月）			
7月4日（火）		柏崎市西山町事務所車庫	
7月5日（水）		ワークプラザ柏崎	
7月6日（木）			
7月7日（金）			
7月10日（月）			
7月11日（火）			
7月12日（水）			
7月13日から平成30年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、平成30年1月2日、1月3日を除く。			

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第677号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年 5 月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
水の郷工業等導入地区(第二期)	魚沼市十日町字八色原の一部	平成29年 5 月17日

◎新潟県告示第678号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年 5 月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日					
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会							
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	石岡 みのり	新潟県新井田市金塚1088-7	もみ、玄米、大豆	K1524019				
	芳賀 愛実	新潟県三条市東裏館2-22-38メゾンフジミ2	もみ、玄米、大豆、そば	K1527022				
	松田 あかね	新潟県村上市目下948-3ハルヴイレツジ202	もみ、玄米	K1528004				
	武樋 仁	新潟県長岡市今井2-38-27アーバンステージ七番館301	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1524032				
	入山 耕喜	新潟県新潟市北区嘉山0丁目6-14	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1514068				
	飯塚 一功	新潟県新潟市江南区直り山236-5	もみ、玄米、大麦、大豆	K1515005				
	高橋 栄	新潟県新潟市西蒲区葉萱場362-1	もみ、玄米、大麦、大豆	K1515067				
	風巻 一文	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊1509	もみ、玄米、大豆、そば	K1515059				
	吉田 昭夫	新潟県南蒲原郡田上町大字湯川69	もみ、玄米	K1515068				
	重野 正紀	新潟県上越市板倉区戸狩392	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1515075				
	丸山 勝衛	新潟県南魚沼市城山新田37-1	もみ、玄米、大麦、大豆	K1515077				
	磯部 孝行	新潟県村上市佐々木870	もみ、玄米	K1516095				
	田中 文夫	新潟県新潟市南区月潟724	もみ、玄米	K1516099				
	安澤 善郎	新潟県長岡市希望が丘3-11-13	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1516112				
	羽多野 久馬	新潟県阿賀野市笹岡1196番地	もみ、玄米、大豆、そば	K1517008				
	金澤 正史	新潟県長岡市十日町1198-9	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1517056				
	藤井 学	新潟県佐渡市原黒114	もみ、玄米	K1520014				
	長谷川 政栄	新潟県十日町市赤谷桑87番地4	もみ、玄米、大豆、そば	K1520028				
吉井 雄介	新潟県小千谷市片貝町 4867-1	もみ、玄米	K1527001					
吉川 千明	新潟県柏崎市西山町三田1723-3	もみ、玄米、大豆	K1527029					
備考	略称『新潟県検査協会』平成29年5月26日 農産物検査員3名の氏名・住所変更、1名の住所変更及び16名の削除。検査員合計681名。							

◎新潟県告示第679号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三条市の三条土地改良区の定款の変更を平成29年5月18日認可した。

平成29年5月26日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区の定款の変更を平成29年5月17日認可した。

平成29年5月26日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の福島江土地改良区の定款の変更を平成29年5月19日認可した。

平成29年5月26日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項により準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成29年5月29日から平成29年6月23日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月26日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
------------	-----	-----	------	-------	-------	------

小千谷市千谷川2丁目3番26号 小千谷西南土地改良区	小千谷西南	維持管理事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	小千谷市役所 長岡市役所	第48条
-------------------------------	-------	--------	----	---------------------------	-----------------	------

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第683号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項により準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の廃止を適当と決定したので、平成29年5月29日から平成29年6月23日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月26日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
小千谷市千谷川2丁目3番26号 小千谷西南土地改良区	山吉、谷内、西部、池ヶ原、川井、内ヶ巻及び上の原	維持管理事業	廃止	土地改良事業 廃止計画書の写し 定款の写し	小千谷市役所 長岡市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の廃止の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の廃止の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の廃止の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の廃止の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の廃止の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の廃止の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の廃止の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する

決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の廃止の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成29年5月29日から平成29年6月23日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月26日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	西中通	農業用排水施設整備 (農村振興総合整備)事業	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し 定款の写し	柏崎市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第685号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成29年5月26日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
上越市 関川水系土地改良区	五野井	農業用排水施設整備（県単農業農村整備事業「かんがい排水」）事業	平成29年3月2日

◎新潟県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成29年5月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
平谷	農用地保全施設整備（ため池等整備「老朽ため池」）事	上越市	平成28年12月22日

	業		
--	---	--	--

◎新潟県告示第687号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、湯沢町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年 5月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量 国土基本図作成（デジタルマッピング）
地図情報レベル2500
- 2 作業期間 平成29年 4月 3日から平成30年 3月23日まで
- 3 作業地域 湯沢町の一部地域

◎新潟県告示第688号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年 5月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間 平成29年 4月28日から平成29年10月31日まで
- 3 作業地域 三条市

◎新潟県告示第689号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年 5月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間 平成29年 7月 3日から平成30年 2月28日まで
- 3 作業地域 新発田市、村上市、胎内市

公 告

特殊肥料の検査の結果について（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、収去肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成29年 5月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

平成29年 4月13日・4月20日分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名	検査の結果	備考
たい肥	ニイガタオーレス株式会社	ワールドエース	TN 3.1% TP 2.9% TK 1.7% C/N 6 TCu 130mg/kg TZn 371mg/kg	立入検査の結果、原料の一部に汚泥が使用されていることを確認
たい肥	ニイガタオーレス株式会社	スーパー・ワールドエース	TN 3.3% TP 3.8% TK 2.5%	

			C/N 6	
			TCu 202mg/kg	
			TZn 408mg/kg	

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量, TP－りん酸全量, TK－加里全量, C/N－炭素窒素比, TCu－銅全量, TZn－亜鉛全量

新潟県農業大学校の学生募集について（公告）

平成30年度の新潟県農業大学校の学生を下記により募集する。

平成29年5月26日

新潟県農業大学校長 笠原 公子

1 所在地

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021

2 募集定員

(1) 学科（卒業時、短期大学卒業同等資格（人事院規則による。））

学 科	募集定員	専攻部門
稲作経営科	40人程度	稲作専攻
園芸経営科	30人程度	野菜専攻、果樹専攻、花き専攻
畜産経営科	10人程度	酪農専攻、肉畜専攻
合 計	80人	

(2) 研究科（卒業時、大学卒業同等資格（人事院規則による。））

コース	募集定員
就農者コース	10人
指導者コース	

3 修業年限

(1) 学科

2年

(2) 研究科

2年

4 出願資格

(1) 学科

ア 推薦入校

本校の推薦入校試験は、学校長推薦と地域推薦とし、出願できる者はそれぞれ次のとおりとする。

なお、推薦入校者数は、募集定員のおおむね70%とする。

(ア) 学校長推薦の場合

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 学校教育法（(昭和22年法律第26号)。以下「学校教育法」という。）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を平成30年3月卒業見込みの者
- 平成30年4月1日時点でおおむね30歳以下の者で、自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる強い意志がある者
- 高等学校長又は中等教育学校長が作成する調査書の「全体の評定平均値」が3.0以上の者
- 合格した場合は、入校することを確約できる者

(イ) 地域推薦の場合

入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長が、次の各号のいずれにも該当すると認めた者とする。

- 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（卒業見込みの者は除く）又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者で、次のいずれかを満たす者
 - 認定就農者
 - 認定新規就農者
 - 認定農業者の後継者

- b 平成30年4月1日時点でおおむね30歳以下の者で、自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- c 本校卒業後、認定就農者及び認定新規就農者にあつては地域において引き続き就農を継続する強い意志がある者、認定農業者の後継者にあつては当該経営を継承する強い意志がある者
- d 合格した場合は、入校することを確約できる者

イ 一般入校

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (7) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者
- (4) 平成30年4月1日時点でおおむね30歳以下の者で、自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- (9) 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる意志がある者

(2) 研究科

次のいずれかに該当する者であつて、本校卒業後、新潟県内において、就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）を目指す者及び農業・農村地域の指導に携わることを目指す者

- ア 新潟県農業大学の学科を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）
- イ 本校に準ずる農業者研修教育施設を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）
- ウ 学校教育法に基づく短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）
- エ 校長が、ア、イ又はウに規定する者と同等以上の学力を有すると認めた者

5 出願書類

(1) 学科

ア 入校願書

写真（出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

イ 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出すること。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出のこと。

ウ 営農状況等調査書

エ 学校長推薦の入校志願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書

オ 地域推薦の入校志願者にあつては、入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書

カ 認定就農者は知事認定通知書、認定新規就農者は青年等就農計画認定書、認定農業者の後継者は農業経営改善計画認定書の写し

(2) 研究科

ア 入校願書

写真（出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書（本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要）

ウ 成績証明書（本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要）

エ 営農状況等調査書

オ 日本農業技術検定2級以上取得者は、日本農業技術検定合格証の写し

6 出願期間

(1) 学科

ア 推薦入校試験

(7) 学校長推薦

平成29年10月2日（月）～10月13日（金）

(4) 地域推薦

平成29年10月2日（月）～10月13日（金）

イ 一般入校試験

(7) 前期

平成29年11月13日(月)～11月24日(金)

(イ) 中期

平成30年1月12日(金)～1月19日(金)

(ウ) 後期

平成30年2月19日(月)～2月26日(月)

なお、一般入校後期試験の募集定員は若干名とし、一般入校中期試験終了時の合格者数により、一般入校後期試験を実施しないことがある。

一般入校後期試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載するとともに、新潟県内の高等学校及び中等教育学校へ通知する。

(2) 研究科

ア 第1次入校試験

平成29年11月6日(月)～11月17日(金)

イ 第2次入校試験

平成30年1月26日(金)～2月5日(月)

なお、第1次入校試験終了時の合格者数により、第2次入校試験を実施しないことがある。

第2次入校試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載する。

7 出願方法

いずれの入校試験とも、次のとおりとする。

(1) 郵送又は持参によること。

(2) 郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。

(3) 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしない。)

8 出願上の注意事項

(1) 学科

ア 入校願書、受験票には、第2志望の学科専攻部門を記入することができる。

イ 受験票返送用として392円分の切手(簡易書留料含む。)を同封すること。

ウ 郵送で出願の場合、封筒の表に「入校願書(学科)在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

(2) 研究科

ア 受験票返送用として392円分の切手(簡易書留料含む。)を同封すること。

ただし、本校学科を平成30年3月卒業見込みの者は不要とする。

イ 郵送で出願の場合、封筒の表に、「入校願書(研究科)在中」と朱書きし、簡易書留とする。

ウ 日本農業技術検定2級以上取得者は、「資格・免許欄」に必ず資格の名称と取得年月日を記入すること。

(3) 障害等を有する入校志願者の事前相談

本校に入校を志願する者で、障害を有する等、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

9 願書の提出先

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校長

(郵便番号 953-0041 電話 0256-72-0133)

10 受験票

受験票は、出願期間終了後、受験番号を付して出願者本人に郵送する。

11 入校考査料 2,200円

上記金額分の新潟県収入証紙を新潟県内の第四銀行、北越銀行、大光銀行、各信用金庫、各信用組合等で購入し、「入校願書」に貼付すること。ただし、消印等はしないこと。

なお、入校願書受付後は、原則として入校考査料は返還しない。

県外居住者で新潟県収入証紙を購入することが難しい場合は、ゆうちょ銀行または郵便局の定額小為替(2,200円分)を購入し、出願書類に同封すること。

12 入校試験

(1) 学科

ア 日時

(イ) 推薦入校試験

平成29年10月27日(金) 午前8時50分から

(イ) 一般入校試験

a 前期

平成29年12月8日(金) 午前8時50分から

b 中期

平成30年2月2日(金) 午前8時50分から

c 後期

平成30年3月9日(金) 午前8時50分から

イ 試験科目

(ア) 推薦入校試験

小論文、数的能力、適性検査及び面接

(イ) 一般入校試験

国語(現代文のみ)、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎のうち1科目選択、適性検査及び面接

(2) 研究科

ア 日時

(ア) 第1次入校試験

平成29年12月1日(金) 午前8時50分から

(イ) 第2次入校試験

平成30年2月16日(金) 午前8時50分から

イ 試験科目

小論文及び面接

13 合格発表

(1) 発表日時

ア 学科

(ア) 推薦入校試験

平成29年11月9日(木) 午前10時

(イ) 一般入校試験

a 前期

平成29年12月20日(水) 午前10時

b 中期

平成30年2月14日(水) 午前10時

c 後期

平成30年3月14日(水) 午前10時

イ 研究科

(ア) 第1次入校試験

平成29年12月13日(水) 午前10時

(イ) 第2次入校試験

平成30年2月23日(金) 午前10時

(2) 発表方法

合格者の受験番号を本校正面玄関内(ロビー)に掲示するとともに、本校ホームページ

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/nogyodai/> ただし、公開は午前10時以降になる。)により発表する。

あわせて、合格者には合格通知書及び誓約書のほか入校手続に必要な書類を送付する。

なお、不合格者には通知しない。

(3) 追加合格

学科について、合格発表後、入校辞退者が生じた場合には、追加合格者を決定することがある。

14 個人情報の開示等

(1) 個人情報の開示

新潟県個人情報保護条例に基づき、一般入校試験を受験した者は、口頭により以下の試験結果について開示請求することができる。

ア 開示内容

学科の一般入校試験の科目別(国語(現代文のみ)、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎)得点

イ 開示時期

(7) 一般入校前期試験

平成29年12月20日(水)から平成30年1月19日(金)まで

(イ) 一般入校中期試験

平成30年2月14日(水)から3月13日(火)まで

(ウ) 一般入校後期試験

平成30年3月14日(水)から4月13日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前9時から午後4時までとし、合格発表日は午前10時から午後4時までとする。

ウ 開示場所

新潟県農業大学校職員室(教育科)

エ 請求方法

受験者(本人に限る。)が受験票又は合格通知書を持参のうえ、開示場所にて口頭で請求すること。

(2) 個人情報の利用

出願時に本校が取得した氏名、住所その他個人情報は、次の目的以外には利用しない。

ア 入校者選抜(出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理等)、合格通知、入校手続案内、入校者選抜に係る調査・研究等の入校試験事務及びこれらに付随する業務

イ 入校に伴う教務事務(学籍、修学指導等)、学生支援事務(健康管理、奨学資金申請、後援会等)、授業料等の収納事務及びこれらに付随する業務

15 入校手続

(1) 合格者は、校長が別に指定する期日までに誓約書を提出するとともに、必要な書類をそろえ、入校手続を行うこと。

(2) 誓約書を校長が指定する期日までに提出しない者は、合格を取り消すことがある。

16 入校料

本校に入校しようとする者は、5,650円(予定)の入校料を入校手続する際に納めること。

なお、納入した入校料及び書類は、理由のいかんを問わず返還しない。

17 授業料

学生は、月額6,900円(予定)の授業料を毎月25日までに納めること。

なお、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を減免する制度がある。

18 その他経費

学生は、次の経費が必要となる。

(1) 学科

教科書、実習用被服費等の諸経費、海外研修費、食費、学生寮で要する光熱水費、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間約90万円)

(2) 研究科

ア 教科書、実習等に要する諸経費、食費、学生寮で要する光熱水費等(入寮する場合のみ)、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間30~50万円)

イ 大学校以外で行われる講義及び実習先までの移動に関する経費

19 就農予定者への修学資金の貸与

就農予定者で一定の貸与要件を満たす者は、選考により、在学中に新潟県農業大学校修学資金を借り受けることができる。

(1) 貸与額

月額16,000円(予定)

(2) 利子

無利子

(3) 貸与要件

ア 卒業後、県内において就農を予定する者

イ 学業成績が優秀である者

ウ 経済的に修学が困難な者

(4) 卒業後に一定の要件のもと就農した場合は、返還免除を申請することができる。

20 奨学金

就農予定の有無にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構、新潟県及びその他奨学金制度を設けている機関・団体が規定する基準・要件を満たす者は、選考により、在学中に奨学金を借り受けることができる。

21 学生寮への入寮

(1) 学科1学年は、原則として全寮制とする。

学科2学年は、相当な理由がある場合には自宅からの通学を認める場合もある。

(2) 研究科は、校長が許可した場合は、学生寮に入寮することができる。

22 その他

(1) 募集要項及び出願書類等については、本校又は最寄りの農業普及指導センターへ請求すること。

(2) 平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震及び長野県北部を震源とする地震並びに平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災により被害を受けた方は、入校考査料、入校料及び授業料が減免となる場合がある。本校教育科に相談すること。